

令和4年度後期 愛知県技術顕彰申請の案内

工務部

1 愛知県技術顕彰について

- (1) 県内高等学校、特別支援学校の高等部に在学する生徒を対象に、一定基準を満たした生徒が県知事からの表彰を受ける制度です。
- (2) 申請は前期、後期、追加の年3回です。ただし追加申請は3年生のみです。

2 顕彰の該当条件

- (1) 顕彰制度該当種目一覧（別紙）により定めます。
※2棟1階中央階段横掲示板および電気科職員室手前（願書等がある所）に掲示
- (2) 次のいずれかに該当することを条件とします。

・30000 番台（3点）を1つ取得
・20000 番台（2点）を2つ取得
・20000 番台（2点）を1つと10000 番台（1点）を1つ取得
・10000 番台（1点）を3つ取得

3 申請方法及び注意事項

- (1) 2、3年生の該当生徒は、顕彰申請書にボールペンで記入し、『取得資格等の一覧（個人別）』を添えて
 - ・電子機械・ロボット・機械科：山田先生
 - ・電気科：和島先生
 - ・土木・都市工学科：松本先生
 - ・建築・建築デザイン科：金樹先生に提出すること。但し、『取得資格等の一覧』に記載がない取得資格等で申請する者は、合格証明書等（写）を添付すること。
- (2) 顕彰申請書に記入するときはボールペンを使用し、修正するときは、修正液等でなく、修正印を押して修正すること。
- (3) 氏名の漢字については、機械処理の都合により常用漢字を使用する場合があります。

(4) 申請書受付日

令和4年11月15日（火）、11月16日（水）17:00まで

※顕彰申請書は、電気科職員室手前（願書等がある所）で配布しています。